

「フロン排出抑制法」に基づく使用見通し値の改定・新規設定及び
「オゾン層保護法」に基づく削減率 β の公表について

令和2年8月25日
オゾン層保護等推進室

1. 「フロン排出抑制法」に基づく使用見通し値の改定・新規設定

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号、以下、「フロン排出抑制法」）第9条に基づき、経済産業大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するために、フロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項（以下、「告示」）を定め、公表することとなっております。

また、フロン類の製造業者等は、告示内に記載された使用見通し（国内で使用されるHFC（ハイドロフルオロカーボン）消費量の将来見通し）を踏まえ、事業者ごとに使用合理化計画を策定し、消費量の低減に取り組むこととされております。

上記フロン類使用見通しは、2015年の告示制定以降5年おきに策定することとされており、本年7月31日付告示にて、2025年の使用見通し値の改定（3,650万トン→2,840万トン）、及び2030年の使用見通し値の新規設定（1,450万トン）を行いました。

2. 「オゾン層保護法」に基づく削減率 β

上記1.の結果から「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（以下、「オゾン層保護法」）に基づく「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について」（平成30年9月21日付け20180920製局第1号。以下「運用通知」）

2.（2）に規定する「削減率 β 」の値は、以下のとおり計算されます。

$$\text{削減率 } \beta = 10.4\%$$

（参考） β の計算式（「運用通知」より抜粋）

平成33（2021）～37（2025）年の申請基準値

n年の申請基準値＝n-1年の申請基準値×（1- β ）

削減率 β ： $1 - \sqrt[5]{\text{平成37（2025）年の使用見通し}}$

／平成32（2020）年の消費量実績の見通し）

※平成32（2020）年の消費量実績の見通し：4,908万トン

3. 関連資料

・「告示」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/kaisei_R30401_fronshiyomitoshi.pdf

・「運用通知」

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/190995unyoukaisei.pdf